

普通預金

令和3年4月1日現在

1. 商 品 名	普通預金
2. 販 売 対 象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 特に期間の定めはありません
4. 預 入 (受 入) (1) 預 入 (受 入) 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 随時払戻しできます
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 法 法 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れします ・ 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します
7. 税 金	・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手 数 料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) ・ 2年以上一度もお預け入れまたは払戻しがなく未利用口座となり、ご連絡を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合、所定の手数料をいただくことがあります
9. 付加できる特約事項	・ 個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率) ・ 個人の場合はマル優の取扱いができます
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

帯広信用金庫

普通預金

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。